

令和 6 年 第 1 回

伊根町議会定例会会議録

令和 6 年 3 月 6 日（第 1 号）

伊 根 町 議 会

令和6年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和6年 3月6日 水曜日						
招 集 場 所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和6年 3月6日 9時30分			議 長	佐 戸 仁 志	
	散 会	令和6年 3月6日 13時11分			議 長	佐 戸 仁 志	
応(不応)招 議 員 及 び 出席並びに 欠 席 議 員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	上 辻 亨	○	6	大 谷 功	○	
	2	長谷川貴之	○	7	和 田 義 清	○	
	3	松 山 義 宗	○	8	濱 野 茂 樹	○	
	4	向井久仁子	○	9	佐 戸 仁 志	○	
	5	山 根 朝 子	○				
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席10名 欠席 1名
	町 長	吉 本 秀 樹	○	保健福祉課長	石 野 靖	○	
	副 町 長	上 山 富 夫	○	地域整備課長	橋 本 利 将	○	
	教 育 長	岩 佐 好 正	○	教育次長	増 井 和 彦	○	
	総務課長	鍵 良 平	○	会計管理者	中 川 雅 貴	○	
	企画観光課長	千 賀 和 孝	○	代表監査委員	森 下 繁 之	×	
	住民生活課長	森 田 連 三	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議 会 事務局長	倉 正 人	○	嘱託職員	井 上 康 子	○	
会 議 録 署 名 議 員	4 番	向井久仁子		6 番	大谷 功		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

令和6年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第1号)

令和6年3月6日(水)

午前 9時30分 開議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 令和6年度伊根町一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 3号 令和6年度伊根町財産区特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 4号 令和6年度伊根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 5号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 6号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 7号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 8号 令和6年度伊根町下水道事業会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 9号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度伊根町一般会計第7回補正予算) |
| 日程第 14 | 議案第 10号 令和5年度伊根町一般会計第8回補正予算 |
| 日程第 15 | 議案第 11号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算 |

日程第 1 6	議案第 1 2 号	令和 5 年度伊根町下水道事業特別会計第 3 回補正補正予算
日程第 1 7	議案第 1 3 号	令和 5 年度伊根町財産区特別会計第 1 回補正予算
日程第 1 8	議案第 1 4 号	伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 1 5 号	伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 1 6 号	伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 1 7 号	伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 1 8 号	伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 1 9 号	伊根町介護保険条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 0 号	伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 1 号	伊根町漁港管理条例の一部改正について
日程第 2 6	議案第 2 2 号	伊根町地域コミュニティに関する条例の一部改正について
日程第 2 7	議案第 2 3 号	令和 5 年度伊根町漁港水産物供給基盤機能保全工事変更請負契約の締結について
日程第 2 8	議案第 2 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について

会議に付した事件

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 令和 6 年度伊根町一般会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 令和 6 年度伊根町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 令和 6 年度伊根町財産区特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 4 号 令和 6 年度伊根町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 5 号 令和 6 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第 1 0 | 議案第 6 号 令和 6 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 号 令和 6 年度伊根町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 号 令和 6 年度伊根町下水道事業会計予算 |
| 日程第 1 3 | 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度伊根町一般会計第 7 回補正予算） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 0 号 令和 5 年度伊根町一般会計第 8 回補正予算 |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 1 号 令和 5 年度伊根町国民健康保険特別会計第 3 回補正予算 |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 2 号 令和 5 年度伊根町下水道事業特別会計第 3 回補正補正予算 |

日程第 1 7	議案第 1 3 号	令和 5 年度伊根町財産区特別会計第 1 回補正予算
日程第 1 8	議案第 1 4 号	伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 1 5 号	伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	議案第 1 6 号	伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 2 1	議案第 1 7 号	伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
日程第 2 2	議案第 1 8 号	伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
日程第 2 3	議案第 1 9 号	伊根町介護保険条例の一部改正について
日程第 2 4	議案第 2 0 号	伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 2 5	議案第 2 1 号	伊根町漁港管理条例の一部改正について
日程第 2 7	議案第 2 3 号	伊根町漁港水産物供給基盤機能保全工事変更請負契約の締結について
日程第 2 8	議案第 2 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について

会 議 の 経 過

令和6年3月6日(水)
午 前 9時30分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、1月1日に発生しました能登半島地震から2か月余り経過し、まだまだ厳しい環境の中、震災の復興などに取り組んでおられる皆様のご努力に敬意を表しますとともに、一日も早い復興を念願するものであります。

ここで、能登半島地震で犠牲となられた方々のご冥福を祈り御霊を慰めるため、黙禱をささげたいと思います。全員起立して黙禱をお願いします。

黙禱。

お直りください。それでは、ご着席ください。ありがとうございました。

令和6年第1回定例会が招集されました。本定例会における議案は、既に配付のとおりであります。令和6年度当初予算案など、まちづくりをはじめ、町民の暮らしを守るものであります。

議員各位におかれましては、本定例会議案の審議に際し、活発な議論をお願い申し上げるとともに、円滑に議事が進められ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

町長より招集の挨拶を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回伊根町議会定例会の招集に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

まず初めに、年明け早々に発生いたしました能登半島地震、1月1日といえば帰省した家族や親戚、友人知人との団らんのさなかであったであらうでしょう。自然のなせる業とはいえ、甚だ心痛くございます。能登の輪島の消防団員がああ地震の混乱の中、家族をしっかりと避難させ、その後家に戻っております。そして、運悪く2度目の揺れに遭い、家が倒壊し命を落としております。何をしにそんなときに家に戻ったのか、遺体の手には消防団のオレンジ色のベルトがしっかりと握り締められていたということでございます。そうか、活動服を取りに戻ったのか。消防団員としての矜持でありましょうが、かける言葉が見つかりません。

今なお避難生活を余儀なくされている方々や、被災された多くの皆様に心からのお見舞いと、お亡くなりになられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げます。

本町では、1月から関西広域連合の枠組みで京都府と一体となりまして支援体制を組み、24時間体制の避難所運営、保健師による健康管理など、人的支援に努めております。また、宮津与謝消防組合からは緊急消防援助隊を派遣し、救助活動を行ってまいりました。現地では避難状態の解消だけでなく、道路や上下水道などインフラの復旧が必要ですが、まだまだ先が見通せない状況で息の長い支援が必要でございます。これからも被災地に寄り添った支援を継続してまいります。

本定例会に提案申し上げます議案については、当初予算で一般会計と特別会計で6件、今年度から公営企業法を適用する簡易水道事業と下水道事業の企業会計が2件、補正予算が一般会計ほか特別で4件、専決の承認が1件、条例の一部改正が9件、その他2件を予定しております。

何とぞ慎重審議の上、全議案につきましてご可決賜りますようお願いを申し上げ、本定例会開会のご挨拶といたします。

○議長(佐戸仁志君) ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから令和6年第1回伊根町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(佐戸仁志君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、議長において

4 番、向 井 議員

6 番、大 谷 議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員にお願いいたします。

◎ 日程第 2 会期の決定

○議長（佐戸仁志君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

去る 2 月 28 日の議会運営委員会で協議の結果、今期定例会の会期は本日から 3 月 22 日までの 17 日間ということで決定いただきました。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 17 日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 22 日までの 17 日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりであります。

◎ 日程第 3 諸般の報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

陳情書はお手元に配付のとおりであります。

次に、諸会議等への議員等の出席された状況は、公務報告のとおりでございます。

監査委員から報告のあった例月出納検査結果については、事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧ください。

次に、私のほうから会議等の報告を申し上げます。

2 月 8 日、京都ガーデンパレスにおいて、京都府後期高齢者医療広域連合議会令和 6 年第 1 回定例会が開かれました。令和 5 年一般会計補正予算、特別会計補正予算、令和 6 年一般会計予算が審議され、賛成多数で可決されました。この会議に先立ち、2 月 1 日、都ホテル京都八条において全員協議会が行われています。

令和 6 年 2 月 20 日、京都府自治会館 4 階ホールにおいて、第 74 回京都府町村議会議長会定期総会が行われました。議事に先立ち、京都府知事様、京都府議会議長様、京都府町村会長様を来賓として迎え、自治功労者表彰が行われました。終了後、議事が開かれ、令和 4 年度一般会計決算、令和 6 年度一般会計予算の審議が行われ、全員賛成で議決されました。その後役員の選任が行われ、北村大山崎議会議長が会長に再任されました。以上です。

続いて、松山副議長から京都地方税機構議会定例会及び宮津与謝環境組合議会定例会についての報告をいただきます。3 番、松山議員。

○3 番（松山義宗君） 副議長報告を行います。

2 月 6 日に京都地方税機構議会定例会が招集され、出席してまいりました。内容は、令和 6 年度予算、令和 5 年度補正予算で、京都市内の 3 つの地方事務所を 1 組織とするための税機構の広域計画の一部変更、それに伴う設置条例の一部変更など、計 4 議案が提出され、いずれも賛成多数で可決されました。

2 月 19 日、宮津与謝環境組合議会が招集されました。内容は、令和 5 年度補正予算、令和 6 年度予算の 2 議案が提出されました。補正予算は、宮津与謝クリーンセンターで生ごみを活用したメタンガス発電の売電額のうち、4,500 万円を各市町の負担金割合に応じ返還するものであります。議案は全て全員賛成で承認、可決されました。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 次に、長谷川総務委員長から、総務委員会並びに宮津与謝消防組合議会定例会について報告いただきます。2 番、長谷川議員。

○2 番（長谷川貴之君） それでは、総務委員会の報告をいたします。

令和 5 年 1 月 5 日、学校教育について今後の取組を協議いたしました。

1 月 15 日、学校教育について小学校教育の在り方審議会等の意見、動向を見ながら継続して

取り組み、次回の委員会で新たな取組について協議、決定することといたしました。

令和6年1月31日、今後の取組について協議いたしました。元日に発生いたしました能登半島地震で能登地方は甚大な被害を受けたことから、防災について取り組むことで決定いたしました。次回の委員会で本町の防災について現状を担当課より説明いただくこととして決定いたしました。

続きまして、宮津与謝消防組合議会定例会の報告をいたします。

令和6年2月19日、令和6年第1回宮津与謝消防組合議会定例会が招集され、佐戸議長と出席してまいりました。専決処分では、令和5年人事院勧告等に準じ、職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてがあり、全員賛成で承認されました。

条例の一部改正では、消防職員の給与に関する条例の一部改正について、令和6年4月1日の機構改革に伴い指揮指令課を新設し、併せて課長職を設け、宮津市に準じて管理監督職の職務級を4級から5級とするため改正を行いました。また、手数料条例の一部改正について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴うもので、いずれも全員賛成で可決されました。

また、令和5年度一般会計補正予算では、歳入歳出予算の総額から710万7,000円を減額し、総額を9億8,268万9,000円とするもので、主に繰越金と予備費が増額となり、消防指令センター事業の負担金と庁舎2階改修工事業の設計業務委託料が減額となったことから、それに伴う消防組合債の減額によるもので、全員賛成で可決されました。

最後に、令和6年度一般会計予算では、歳入歳出予算の総額は9億6,463万円となり、主な事業では高機能消防指令センター等改修事業が6,680万9,000円、消防指令センターの共同運用に伴う簡易指令室の設置と、共同化で活動要員が増員することから仮眠室等の増設と個室化を推進するものです。また、個人防火装備更新事業では、職員に貸与している防火装備が15年以上経過していることから、23名分の更新を行い、令和8年度までの3か年で整備するものなどを審議されました。賛成多数で可決しております。

報告は以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 最後に、大谷産業建設委員長から、産業建設委員会について報告いただきます。6番、大谷議員。

○6番（大谷 功君） それでは、産業建設委員会報告を行います。

12月5日、全員参加の下で、懸案事項の若い漁業者との懇談会の日程調整の方向について協議をいたしました。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） 何かご質問はございますか。以上で諸般の報告を終わります。

◎ 日程第4 行政報告

○議長（佐戸仁志君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。

令和6年度国民健康保険特別会計予算編成にあたって、第10次伊根町高齢者健康福祉計画＜第9期介護保険事業計画（一体型）＞、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画及び道路整備実施計画表については、お手元に配付のとおりであります。

これで行政報告を終わります。

◎ 日程第5 議案第1号

～

◎ 日程第12 議案第8号

○議長（佐戸仁志君） 日程第5、議案第1号 令和6年度伊根町一般会計予算、日程第6、議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第3号 令和6年度伊根町財産区特別会計予算、日程第8、議案第4号 令和6年度伊根町介護保険特別会計予算、日程第9 議案第5号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計予算、日程第10、議案第6号 令和

6年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第7号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計予算、日程第12、議案第8号 令和6年度伊根町下水道事業会計予算、以上、令和6年度当初予算案8議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 予算の説明に先立ちまして、令和6年度の町政運営に関する基本的な考えを申し上げた上で、当初予算案と主要事業についてご説明申し上げます。

さて、現在国会では、来年度予算が審議をされております。衆議院から参議院に今場を移しております。来年度の地方財政対策は、引き続き物価高への対応や少子化が深刻化する中、社会保障関係費の増大はもとより、子ども・子育て政策の強化やデジタル化、脱炭素化、地方創生の推進、防災減災対策等に関わる歳出増を踏まえ、一般財源総額は交付団体ベースで前年度比0.9%増の6兆7,000億円が計上されました。地方交付税総額は1.7%増、1兆8,000億円が確保されるとともに、臨時財政対策債は過去最少の5,000億円まで抑制され、残高も大きく縮減されております。

また、危惧されたこども・子育て支援加速化プランの地方負担や、地方独自の子ども・子育て支援事業の財源についても確保されるなど、地方の声が反映された内容となり、地方六団体からは高く評価するとの共同声明が発せられております。

京都府におかれましては、去る2月7日に「安心」「温もり」「ゆめ実現」の3つの視点から、新しい京都づくりを加速化するために必要となる予算として、令和5年度2月補正予算及び令和6年度当初予算を合わせた総額1兆44億円の予算案を発表されました。京都府町村会におきましては、昨年11月30日に本会役員全員で西脇知事にお会いし、令和6年度京都府予算編成について180項目にわたる要望をさせていただきました。今回の予算案では、重点要望としておりました京都地域連携交付金につきまして、厳しい財政運営の中で今年度と同額の19億円を堅持いただいたほか、子育て環境日本一京都の実現につきましても、市町村の事業に対する交付金制度を創設いただくなど積極的な予算計上をいただきました。我々、こういった国の予算、府の予算をしっかりと活用し、明るく豊かで潤いのある「ええまち」づくりに取り組んでまいります。

さて、昨年末に新聞紙上に、社人研による2020年から2050年の京都府内の推計人口が掲載されました。京都府全体で257万人が207万人、50万人減少するといえます。笠置町に至っては1,144人が367人、南山城村では2,391人が933人、伊根町は1,928人が998人、この2町1村は1,000人を割るといえます。宮津市も京丹後市も与謝野町も半減するといえます。26年後の話とはいえあまりうれしくない統計が示され、人口減少の危うさをおおってございました。記事の中には、どこかの議員さんの言葉を借りて対応策としての道州制の導入を示唆するものもございました。それはお門違いというものでございます。

この人口推計は、当たっているようで、確かに当たっている面もあるんですが、伊根町では当たっていません。さきの第5次総合計画の人口推計では、平成22年の2,410人が10年後令和2年には1,625人になると、そう予測されました。2,400人が1,600人になると予測されました。しかし、実際には、令和2年2,000人台を保ってございました。令和6年の今も1,900人台にあります。26年後も私は1,000人を割るとは思っておりません。しかしながら、幾らあらがっても減っていくものは減っていく、それが現実であります。その減りをいかに緩やかに持っていくかが地方創生であります。そういう意味で、現在伊根町が取り組んでいることが10年後、20年後、さらにその先の人口となって表れると思います。

日本では、国も地域も人口減を想定した政策は敗北主義であり、とにかくまずは人口を増やせ、そういう声が甚だ大きくございますが、我々のような過疎地はそんな声に耳を傾ける必要はないと思う。人口減少の数にとらわれることなく、少数の人間が新しい生き方を目指すのです。先進的かつ魅力的で豊かな少数社会の構築こそが我々の目標です。そこから都市とは違う価値が育ってまいります。行く道は明確でございます。小さいながらもこのまちに住むことに誇りを持ち、自然、景観、歴史、伝統文化、そして地場産業を身の丈に合わせ、総合的にプロデュースし世界に発信だ。交流人口、関係人口を倍増させ、地域経済の好循環を生む。そして町民と行政の共同と和の精神で福祉の向上を図る。もってもって地域の振興発展を図る。これを目指してまいります。

令和6年度は、いよいよ定時制高校跡地活用計画も具体化いたします。跡地活用の目玉とも言える商業施設の誘致に向け、1月30日に「伊根町とゴダイ株式会社との連携と協力に関する基本協定」が締結できました。広報2月号でもお知らせいたしましたが、新聞各社にも取り上げていただき、町民の皆様にも進捗状況についてご理解いただいたものと思っております。令和8年4月の営業開始に向け整備を進めてまいります。引き続いて、定住促進住宅の建設、保育の充実に向けた取組を順次進めていく計画でございます。

また、農林水産業とコラボした観光振興、合わせてオーバーツーリズム対策、小中学校の教育環境の充実、高齢者福祉からインフラ整備まで、山積する課題に一つ一つ丁寧に取り組んでまいります。

また、令和6年度は、昭和29年の伊根町町制施行から70年の節目となります。70周年を迎えるに当たり、記念式典や特別講演会を開催することで、町民をはじめ、伊根町にゆかりのある人も含め多くの方々とともに、この大きな節目を祝います。記念式典では参加者にとって70年の歩みを振り返ることや、未来の伊根町に思いをはせる機会となる内容とし、伊根町へのさらなる愛着や誇りが醸成されることを目指します。記念式典を11月3日に開催するとともに、11月9日に料理研究家の大原千鶴さんを講師としてお迎えし、特別講演会を開催いたします。

そのほかの主要事業では、再生可能エネルギー活用型地域振興事業で、現在建設中の地域活性化拠点施設（仮称）筒川地区コミュニティセンターに太陽光発電設備等を設置いたします。また、町内のさらなる再エネ電源開発と自家消費率を高める手法の検討を行います。

安全運転支援装置促進事業では、交通事故ゼロを目指すために自動車の急発進等に起因する交通事故の発生を防止するための自家用車の安全運転支援装置の設置を促進します。60歳以上の町民の方を対象に、国土交通省が認定した後付安全運転支援装置の設置に係る経費の2分の1を助成いたします。

子育て支援事業では、子育て世代への支援をさらに充実させるため、保育所の午睡用寝具、昼寝用の寝具であります。これを町が用意いたします。保育所用寝具の購入や毎週の洗濯などが不要となり、保護者の利便性の向上や負担軽減を図ることができます。寝具やおむつを持参しての登園が不要となることで手ぶらで登園できる環境を整え、保護者と園児が手をつないで登園できることを実現させていきます。

消防車両整備事業では、消防車両更新計画に基づき、消防車両を更新いたします。近年の消防団員の自動車免許取得に係る環境の変化や管轄する狭隘な道路に対応するため、昨年度に引き続き軽自動車のAT車で更新し、第1分団第2部に配備いたします。

令和6年度の各主要事業によって地域の皆様の暮らしと安心安全の向上を進め、「ええまち・伊根町」の実現に向けた取組を推進してまいります。

それでは、当初予算の提案説明に戻らせていただきます。

予算書1ページをお願いいたします。

また、別刷りの令和6年度伊根町当初予算概要の3ページを併せてご覧ください。

歳入歳出予算の総額は35億3,900万円で、前年度と比較しますと6,300万円、1.8%の増額です。

歳入から説明をいたします。一般会計は事項別明細書に詳細がございますので、そちらをご覧ください。

12ページ、13ページをお願いいたします。

町民税は6,858万7,000円、前年比11万2,000円の増額です。固定資産税は7,423万7,000円で、前年比12万3,000円の減額です。町税全体では36万6,000円、0.2%の増額です。

14ページ、15ページをお願いいたします。

地方交付税は16億5,190万円、5,990万円の増額を見込みました。地方財政計画における地方交付税総額は0.3兆円、1.7%の増となり、また、臨時財政対策債の抑制、本町の過疎債償還額の伸びを勘案した上、一定の留保財源の確保も含めてこの額といたしました。

16ページ、17ページをお願いいたします。

分担金及び負担金は、全体で1,086万2,000円です。前年比258万円、31.2%の増となっております。急傾斜地崩壊対策事業分担金の増額が主な要因でございます。

使用料及び手数料は、総額1億6,309万6,000円、前年比3,430万6,000円、26.6%の増額です。主な増額の要因は公共残土処分場使用料などでございます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

国庫支出金は3億2,945万7,000円、前年比7,620万7,000円、30.1%の増額です。エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金の増額などによるものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

府支出金は2億971万9,000円、前年比2,664万3,000円、11.3%の減額です。子育てにやさしいまちづくりモデル事業補助金の減額などによるものでございます。

24、25ページをお願いいたします。

財産収入は1,188万8,000円、前年比45万6,000円、3.7%の減額です。

26、27ページをお願いいたします。

寄附金は2,330万円で、前年比450万円、23.9%の増額です。

繰入金は4億1,672万5,000円、前年比2,004万1,000円、4.8%の減額です。主な繰入れの目的は、起債償還分の減債基金繰入れ、公共事業財源として残土処分場管理基金からの繰入れなどでございます。

28、29ページをお願いいたします。

繰越金は2,000万円で前年度同額です。

諸収入は7,856万円、前年比4,230万6,000円、115.3%の増額です。デジタル基盤改革、いわゆるガバメントクラウドの支援補助金の増額によるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

町債は3億9,020万円、前年比1億1,590万円、22.6%の減額です。公共残土処分場建設による一般単独事業債の減額によるものです。

自動車取得税交付金は1,000円の計上です。

次に歳出でございます。32、33ページをお願いいたします。

別刷りの方は2ページをご覧ください。

議会費は4,923万2,000円、前年比424万9,000円、9.4%の増額。

続きまして総務費です。34、35ページをお願いいたします。

総務費全体では6億4,479万円、前年比1億3,820万2,000円、27.3%の増額です。主な増額要因でございますが、庁舎管理費で長寿命化計画に基づく庁舎の外壁塗装工事を計上したほか、企画費で前年比5,873万6,000円の増額で、主要なものは再生可能性エネルギー活用型地域振興事業の増額、分校跡地活用事業の計上です。そのほか電子計算費で4,172万円の増額、これにつきましてはデジタル庁が推進している自治体業務システムの標準化、共通化、いわゆるガバメントクラウドの経費によるものでございます。

58、59ページをお願いいたします。

次に民生費でございますが、6億597万7,000円、前年比4,235万8,000円、7.5%の増額です。主な要因は、児童福祉費で伊根小学校の放課後児童クラブ用の専用施設を建設するものなどでございます。

76、77ページをお願いいたします。

衛生費は2億8,813万2,000円、前年比5,322万4,000円、22.7%の増額です。診療所勘定繰出金の増額、バキュームカーの更新などが主な要因でございます。

88、89ページをお願いいたします。

農林水産業費は4億5,195万6,000円、前年比2,064万6,000円、4.4%の減額です。農業振興費で伊根町産米ブランディング事業が完了したことなどによるものでございます。

次に商工費でございます。96、97ページをお願いいたします。

1億2,602万円で、前年比1,116万3,000円、9.7%の増額です。観光費で平田

地区の渋滞緩和対策を強化するほか、滞在型体験観光まちづくり事業で利用増加に伴って運営経費が増額しているものなどによるものでございます。

102、103ページをお願いいたします。

土木費は3億5,911万4,000円、前年比1億8,728万8,000円、34.3%の減額です。公共残土処分場の拡大事業に伴うダム形式の防災調整池整備が完了したことによる減額です。道路整備事業では、亀島本庄浜線の防災工事を継続して実施するもののほか、地区要望に基づいた道路整備計画に従った事業を計画しております。

110、111ページをお願いいたします。

消防費です。1億87万1,000円、前年比342万7,000円、3.2%の増額です。非常備消防費の消防設備維持管理事業で、消防車両更新計画に基づき、前年度に引き続いて多機能型小型動力付ポンプ積載車、これを整備し、第1分団第2部に配属するものでございます。

114、115ページをお願いいたします。

教育費は3億5,396万1,000円、前年比1,215万6,000円、3.3%の減額です。ほっと館の改修工事の完了、筒川コミュニティセンターの外構工事などが増減の主なものでございます。

138、139ページをお願いいたします。

公債費は5億4,464万4,000円、前年比3,034万6,000円、5.9%の増額です。

予備費は430万3,000円を計上しております。

続きまして、議案第2号 令和6年度伊根町国民健康保険特別会計予算でございます。

147ページをお願いいたします。

以後の特別会計の総額は、別刷りの1ページを御覧ください。

なお、特別会計は総額と主なもののみの説明とさせていただきます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は3億8,458万6,000円で、前年比372万8,000円、1%の増額です。

伊根診療所勘定の歳入歳出総額は9,690万6,000円、前年比1,112万6,000円、13%の増額です。

本庄診療所勘定は、歳入歳出総額は7,243万8,000円、前年比1,374万6,000円、23.4%の増額です。

148、149ページをお願いいたします。

事業勘定は、財政運営主体である京都府から通知額を基に、医療分は財政調整基金を活用した前年据置き、後期高齢者支援金分と介護納付金分は、府からの通知に基づいた額を計上しております。

次に、伊根診療所勘定でございます。

172、173ページをお願いいたします。

長年の懸案でありました常勤医師を次年度から採用することができ、その人件費と、医薬品分包機の購入による歳出の増額、これに伴って歳入では一般会計からの繰入金が増額となっております。続きまして、本庄診療所勘定です。

190、191ページをお願いいたします。

伊根診療所の所長が本庄診療所の所長を兼任することから、医師人件費の一部を本庄診療所勘定でも計上しております。診療収入の減少見込みもあり、一般会計の繰入金が増額しております。

議案第3号 令和6年度伊根町財産区特別会計予算でございます。

207ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ104万5,000円で、13万5,000円の増額です。残土処分場用地貸付料の増加によるものでございます。

議案第4号 令和6年度伊根町介護保険特別会計予算です。

219ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ4億6,176万円で、前年比486万円、1.1%の増額です。

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算総額は、それぞれ140万円で、前年比3万9,000円、2.9%の増額です。

220、221ページをお願いいたします。

歳入は、歳出見込みに対する財源を法令に基づき積算したものでございます。歳出は、被保険者数や前年度給付実績見込み等に基づいた給付費を計上しております。直近の実績見込みを反映させるなどして実際の給付額に近い予算となるよう積算いたしました。

254、255ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定は、歳入として見込めるケアプランの作成業務をサービス収入に計上し、次のページの歳出では、1款総務費でケアプラン作成に係る人件費などのほか、2款事業費でケアプランを外部委託する経費を計上しております。

議案第5号 令和6年度伊根町訪問看護事業特別会計でございます。

265ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,070万円で、前年比550万円、21%の減額です。診療所と兼任の看護師の勤務比率等により人件費割合を変更したことで減少となっております。訪問看護サービスは、前年度と同規模の提供を計画しております。

議案第6号 令和6年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

279ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,476万5,000円で、前年比124万3,000円、2.9%の増額です。前年度とおおむね同様の歳入歳出計画としております。

議案第7号 令和6年度伊根町簡易水道事業会計予算でございます。

293ページをお願いいたします。

令和6年度から公営企業法を適用するため、事業会計予算となっております。

収益的収入は8,892万5,000円、収益的支出は9,105万1,000円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入は7,228万3,000円、資本的支出は1億702万1,000円でございます。

議案第8号 令和6年度伊根町下水道事業会計予算でございます。

321ページをお願いいたします。

下水道事業につきましても令和6年度から公営企業法を適用するため、事業会計予算となっております。

収益的収入は9,479万8,000円、収益的支出は1億412万2,000円です。

次のページをお願いいたします。

資本的収入は6,174万5,000円、資本的支出は8,812万9,000円です。

以上、当初予算説明といたします。

令和6年度も、この町にあるもの、持てるものを最大限に活用するための仕組みづくりを主眼とした事業を進め、「ひと・まち・くらし・しごと」の全てが輝く「ええまち・伊根町」の実現に向け頑張ってまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のなお一層のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。私の施政方針と当初予算の提案説明といたします。

なお、予算案の詳細な内容につきましては、全員協議会で担当課長等から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 以上をもちまして、議案第1号から議案第8号までの令和6年度当初予算案8議案の提案理由の説明を終了しました。

なお、本日は提案説明のみとし、明日3月7日に全員協議会を開催し詳細説明を行い、質疑は3月14日、3月19日に行い、討論、採決は3月22日に行う予定としております。

◎ 日程第13 議案第9号

○議長（佐戸仁志君） 日程第13、議案第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和

5年度伊根町一般会計第7回補正予算)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第9号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度伊根町一般会計第7回補正予算)でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に、それぞれ1,499万2,000円を追加し、40億2,324万6,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

10款1項地方交付税105万円の増額。

14款国庫支出金 2項国庫補助金1,394万2,000円の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

3款民生費 1項社会福祉費1,259万2,000円の増額は、物価高騰対策重点支援給付金で、長引く物価高騰の影響を受けている生活者支援として、令和5年度住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給します。また、当該世帯の18歳以下の児童を対象として1人当たり5万円を給付いたします。

2項児童福祉費240万円の増額は、同様に長引く物価高騰の影響を受けている生活者支援策として、18歳以下の児童を含む子育て世帯に特別給付金として児童1人当たり1万円を給付するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(佐戸仁志君) これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐戸仁志君) 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第9号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度伊根町一般会計第7回補正予算)を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は承認することに決定しました。

◎ 日程第14 議案第10号

○議長(佐戸仁志君) 日程第14、議案第10号 令和5年度伊根町一般会計第8回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 議案第10号 令和5年度伊根町一般会計第8回補正予算でございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に、それぞれ4,594万3,000円を追加し、40億6,918万9,000円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。歳入です。

10款1項地方交付税6,097万8,000円の増額です。補正財源として留保していた普通交付税の決定残額でございます。

13款使用料及び手数料 1項使用料2,295万円の増額です。残土処分場使用料の増額などによるものでございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金1,049万6,000円の増額は、物価高騰対応重点支援

地方創生臨時交付金等の精算交付分などでございます。

15款府支出金 2項府補助金1, 474万6, 000円の減額で、子育てにやさしいまちづくりモデル事業が不採択となったための減額などでございます。

16款財産収入 2項財産売却収入216万5, 000円の増額で、町行造林間伐収益でございます。

17款1項寄附金150万円の増額は、ふるさと応援寄付金でございます。

21款1項町債3, 740万円の減額です。過疎債ソフト分の減額配分に対応するものなどでございます。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出です。

2款総務費 1項総務管理費1, 694万3, 000円の増額です。分校跡地活用計画の策定業務が子育てにやさしいまちづくりモデル事業で不採択となったもののほか、減債基金積立金の計上などでございます。

2項徴税費42万2, 000円の増額。

3項戸籍住民基本台帳費187万円の増額です。

3款民生費 1項社会福祉費38万1, 000円の増額。

2項児童福祉226万9, 000円の増額で、保護者負担軽減のため、次年度に向けて午睡用寝具を保育園に整備するものなどでございます。

4款衛生費 1項保健衛生費110万円の増額です。

8款土木費 1項土木管理費2, 255万円の増額は、残土処分場管理基金積立金でございます。

6項住宅費40万円の増額は、住宅基金積立金でございます。

9款1項消防費8, 000円の増額です。

6、7ページをお願いいたします。第2表、繰越明許費の補正でございます。

地域公共交通確保維持費は、国の予算の繰越しに伴うもの、行政情報化推進事業と戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報システムにおける振り仮名記載の機能追加システムの開発が遅れていることから繰り越すものでございます。物価高騰対策重点支援給付金事業は、申請期限を広く確保し、より多くの方に支給することを可能にするため繰り越すものでございます。そのほか資材の納品遅延によるもの、それぞれの事業において関係機関との調整などで不測の日数を要したため、適正工期を確保するためなどの理由で繰り越すものでございます。

8、9ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正でございます。

過疎対策事業債ソフト分が、要望超過で割落としを受けたものの減額と、地方公共交通確保維持費は、北近畿タンゴ鉄道支援分が国の補正予算分の補助金を受けられる見込みとなったため、5年度へ前倒しするものでございます。消防設備維持管理事業は、府の補助が減額となったため当該額を起債措置するものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、令和5年度一般会計第8回補正予算の細部説明を申し上げます。

それでは、6、7ページへお戻りください。

第2表繰越明許費の補正でございます。

これらの繰越明許の繰越理由についてご説明申し上げます。

7ページの事業名の欄をご覧いただきながら説明をさせていただきたいと存じます。

地方公共交通確保維持費は、KTRの鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金、地域公共交通再構築事業費補助金で、国の補正予算による補助事業でございます。国の予算が繰り越すため協調補助を行う沿線自治体も併せて一緒に繰り越すというものでございます。

行政情報化推進事業は、連携をいたします戸籍住民基本台帳システムの改修の年度内完了が困難なため繰り越すものでございます。

戸籍住民基本台帳費は、戸籍情報システムにおける振り仮名記載のシステム改修を行うもので、

国の補正予算による補助情報で国の予算が繰り越すため同様に繰越しを行います。

次の物価高騰対策重点支援給付金事業は、申請期限を広く確保し、多くの方に支給することが可能となるよう繰り越すものでございます。

次の農業用施設整備補助金交付事業以下の事業につきまして、その中で林道管理事業と漁港管理事業、3つ飛びまして法定外公共物管理事業、さらに4つ飛びまして町営住宅管理事業、災害対策事業、この5つの事業につきましては、工事等に特殊な材料を使用することや原材料の全国的な供給不足などが発生したため、納品遅延が起こっております。そういったことに対応するための繰越しを行うものでございます。

それ以外の事業につきましては、地元関係機関等との調整などに不測の日数を要したため繰越しを行うものでございます。

それでは、歳入の説明に移らせていただきます。

14、15ページをお願いいたします。

10款1項1目地方交付税6,097万8,000円の増額です。補正財源として留保しておりました決定額との差額を計上したものでございます。決定総額は17億1,556万2,000円でございます。

13款使用料及び手数料 1項使用料 6目土木使用料2,295万円の増額で、公共残土処分場の受入れ量増加などによる増額でございます。

14款国庫支出金 2項国庫補助金 2目総務費国庫補助金1,049万6,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金と物価高騰対応重点支援地方創生交付金、社会資本整備総合交付金による増額でございます。戸籍の分につきましては電算システムの改修事業費補助金によるものでございます。

15款府支出金 2項府補助金 2目総務費府補助金1,474万6,000円の減額は、子育てにやさしいまちづくりモデル事業が不採択になったことなどによるものでございます。

9目消防費府補助金30万円の減額は、京都府の補助金予算に対して要望団体が多かったため一定割合で減額されたというものでございます。

16款財産収入 2項財産売払収入 1目不動産売払収入216万5,000円の増額です。町行造林間伐材収益金によるものでございます。場所につきましては野村地区と長延地区、この2か所でございます。

17款寄附金 1項寄附金 2目指定寄付金150万円の増額は、ふるさと応援寄附金の増加によるものでございます。

16、17ページをお願いいたします。町債でございます。

21款1項町債 2目総務債でございます。690万円の減額です。過疎対策事業債は割落としを受けたソフト分でございます。一般補助施設整備等事業債は、地域公共交通確保維持費の財源として発行するものでございます。

4目衛生債2,310万円の減額で、過疎債ソフト分でございます。

9目消防債30万円の増額で消防施設維持管理事業の財源、先ほど申し上げました京都府の補助金の減額となった分の財源として発行するものでございます。

10目教育債770万円の減額で、過疎債ソフト分でございます。

続いて、歳出の細部説明を申し上げます。

財源更正のみで歳出額の増減がない事業につきましては、歳出説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、18、19ページをお願いいたします。

2款総務費 1項総務管理費 5目財産管理費65万円の増額です。町行造林間伐材収益金を分収割合に基づいて財産区に交付するため財産区特別会計に繰り出しをするものでございます。

○企画観光課長（千賀和孝君） 6目企画費596万4,000円の減額です。一般企画費1,210万円の減額は、分校跡地利活用基本計画策定業務を減額するものです。財源と見込んでおりました府補助金、子育てにやさしいまちづくりモデル事業交付金が不採択となったため、令和6年度当初予算計上の用地造成設計と併せて用地利活用プランの作成を行うこととしております。

地域公共交通確保維持費463万6,000円の増額は、KTRの鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を沿線市町が協調して補助を行うもので、国の令和5年度補正予算における補助金の内示を受け、令和6年度実施予定の事業を令和5年度に前倒しをして繰り越した上で実施するものでございます。

地域公共交通再構築事業費補助金は、令和5年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業に位置づけられた事業を活用して、KTRが行う鉄道、軌道、車両等の整備事業に対し、沿線市町が協調して補助を行うものでございます。どちらもKTRの施設整備事業に対する補助金でございますが、前段の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業は、上下分離の実施から10年が経過し補助率の優遇措置が終了するため、補助率のよい地域公共交通再構築事業への活用へ移行していくこととしております。

ふるさと応援事業150万円の増額は、1月末現在のふるさと納税額が1,850万円となっているところで年度末までの見込み分を増額するものでございます。手数料、委託料等を控除した額を基金に積み立てることとしております。

○総務課長（鍵 良平君） 15目財政調整基金費2,225万7,000円の増額でございます。普通交付税の決定額の残額計上などによりまして余裕の出ました一般財源を用いて減債基金の積立てを行うものでございます。

○住民生活課長（森田連三君） 2項徴税費 1目税務総務費8万円の増額です。地方税共同機構負担金の増によるものです。

2目賦課徴収費34万2,000円の増額は、京都地方税機構負担金の増によるものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費187万円の増額は、戸籍の振り仮名対応に係るシステム改修の費用です。

20、21ページをご覧ください。

3款民生費 1項社会福祉費 1目社会福祉総務費38万1,000円の増額です。27節操出金の職員給与費等操出金ですが、国保事業勘定における総務費増額分を補正するものです。

2項児童福祉費 4目児童福祉施設費226万9,000円の増額です。保育所管理運営費ですが、町長から令和6年度の町政運営に関する基本的な考え方、当初予算案と主要事業で説明がありましたが、令和6年度から保育所での午睡、お昼寝で使用します布団については、保護者さんが準備していたものを保育所で準備することとします。4歳以下は4月から午睡が始まりますので今年度中に物品を調達する必要があるため、本補正予算に計上するものです。ほか、伊根保育園の厨房のシンクに穴が開き、使用に耐えられない状況のため購入を行うものです。

4款衛生費 1項保健衛生費 4目診療所費110万円の増額です。本庄診療所において4月から歯科診療を開始するため、電子カルテシステムを導入する費用として電算機器等の費用を財源補てん操出金として計上したものです。

○地域整備課長（橋本利将君） 8款土木費 1項土木管理費 1目土木総務費2,255万円の増額です。残土処分場管理事業積立金2,255万円の増額です。施設使用料の収入増加に伴いまして積立額を増額とするものです。

6項住宅費 1目住宅管理費40万円の増額です。町営住宅管理事業積立金40万円の増額です。住宅使用料の収入増加に伴いまして積立額を増額とするものです。

○総務課長（鍵 良平君） 消防費でございます。22、23ページをお願いいたします。

9款消防費 1項消防費 5目災害対策費でございます。8,000円の増額でございます。総務省の技術的助言に基づいて改正を行います特殊勤務手当に関する条例で規定されます災害応急作業等手当分を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 21ページ、保育所管理運営費。保護者負担を考えますとすばらしい取組であるというふうに思っております。その中でお昼寝の寝具を保育所のほうで準備するということですが、寝具の保管場所、そういったものは現在の施設内にあるのかどうか。

あと、お布団は購入ということでございますので、衛生管理、ダニ等の対策が当然ながら必要に

なってくるだろうというふうに思います。布団乾燥機等のそういったものを購入する予定はあるのか、その2点について伺います。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） ただいまの保育所での午睡用の布団のことです。保管場所と伺いますか、置くことにしましては、現在も既に午睡はしておりまして、保護者が月曜日に持ってきていただいて1週間置いて金曜日に持って帰っていただくこととしておりますので、置く場所は現在のとおりで置けると考えております。

あと、ダニ等のことと申されましたが、今の説明と重複しますが、今も既に布団を使用しておりますので特段問題はないと考えております。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 8番、濱野議員。

○8番（濱野茂樹君） 保育所のほうで保管をされているということになるんで、今までは保護者が1週間に1回持って帰って、そこで何らかの対策をして、また持ってきてと、保護者の責任においてしていたところになると思うんですけども、今度公の管理になるのでそのあたりがどのようにお考えなのかと、あと、今までは保育所に持っていくとき、たしか僕の時もバッグが大きいやつをみんな持っていったと思うんですけども、そういったものも用意して保管していくという理解でいいですか。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） ただいまの補正予算での説明は、あくまでも購入のところまでなんです。6年度の当初予算のほうでまた内容について説明させていただくことになるんですが、ちょっと先走りますが、1週間に1回クリーニングに出すことにしておりますので、そのあたりは問題ないかと考えております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 令和5年度伊根町一般会計第8回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定されることに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第15 議案第11号

○議長（佐戸仁志君） 日程第15、議案第11号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第11号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算でございます。

25ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入歳出予算総額に、それぞれ43万1,000円を追加し、3億9,244万9,000円とするものでございます。

26、27ページをお願いいたします。歳入です。

10款繰入金 1項他会計繰入金38万1,000円の増額。

2項基金繰入金5万円の増額です。

28、29ページをお願いいたします。歳出です。

1款総務費 1項務管理費38万1,000円の増額。

2款保険給付費 1項療養諸費5万円の増額です。

25ページにお戻りください。

本庄診療所勘定の歳入歳出予算総額に110万円を追加し、6,758万5,000円とするも

のでございます。

38、39ページをお願いをいたします。歳入です。

8款繰入金 1項他会計繰入金110万円の増額です。

40、41ページをお願いをいたします。歳出です。

1款総務費 1項総務管理費110万円の増額です。次年度から本庄診療所で歯科診療を行うため、電子カルテシステムを整備するものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） それでは、議案第11号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算につきましてご説明を申し上げます。

初めに事業勘定です。

34、35ページをお開きください。2の歳入です。

10款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金38万1,000円の増額です。事務費一般財源化分繰入金です。

2項基金繰入金 1目財政調整基金繰入金5万円の増額です。

36、37ページをお開きください。3の歳出です。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費38万1,000円の増額です。保険者共同電算処理料の単価改定による予算不足に対応するものと京都府自治体情報化推進協議会の負担金は、税制改正や産前産後保険料軽減に対応するための改修負担金です。

2款保険給付費 1項療養諸費 5目審査支払手数料5万円の増額は、審査支払手数料の単価改定による予算不足に対応するものです。

続いて、本庄診療所勘定です。

46、47ページをお開きください。2の歳入です。

8款繰入金 1項他会計繰入金 1目一般会計繰入金110万円の増額は、財源補てん繰入です。

48、49ページをお開きください。3の歳出です。

1款総務費 1項施設管理費 1目一般管理費110万円の増額です。4月から歯科診療を開始するため電子カルテシステムを導入する費用として、ネットワーク構築に係る業務委託料30万円、電算機器等の購入費用を80万円計上しております。

以上、令和5年度伊根町国民健康特別会計第3回補正予算の説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第11号 令和5年度伊根町国民健康保険特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第16 議案第12号

○議長（佐戸仁志君） 日程第16、議案第12号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計第3回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第12号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計第3回補正予算でございます。

51ページをお願いいたします。

この補正は、金額の増減はありません。

52、53ページをお願いいたします。第1表、繰越明許費です。

漁業集落排水事業費は、ポンプ更新工事実施箇所における関係機関との調整に不測の日数を要したため、繰越しを行うものでございます。

担当課長からの細部説明につきましては省略させていただきますが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第12号 令和5年度伊根町下水道事業特別会計第3回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第17 議案第13号

○議長（佐戸仁志君） 日程第17、議案第13号 令和5年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第13号 令和5年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算でございます。

55ページをお願いいたします。

歳入歳出予算総額に、それぞれ220万1,000円を追加し、311万1,000円とするものでございます。

56、57ページをお願いいたします。歳入です。

1款財産収入 1項財産運用収入7万8,000円の増額は、残土処分場拡大によって増加した貸付料でございます。

2項財産売払収入147万3,000円の増額は、残土処分場拡大による立木補償費の持ち分割合による収益です。

3款1項繰入金65万円の増額は、町行造林の間伐材収益でございます。

58、59ページをお願いいたします。歳出です。

1款1項財産区管理費220万1,000円の増額です。歳入で説明申し上げましたものを本庄財産区と筒川財産区に維持交付金として支出するものでございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わりたいと思います。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第13号 令和5年度伊根町財産区特別会計第1回補正予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本

案は原案のとおり可決されました。

休憩します。１１時１０分まで休憩したいと思います。

休憩 １０時５９分

再開 １１時０９分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第１８ 議案第１４号

○議長（佐戸仁志君） 日程第１８、議案第１４号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第１４号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。

町立診療所と中核病院との相互連携などにより地域医療の充実に資するため、関係医療機関等に医師を派遣する場合を対象とした医師派遣手当と、災害応急作業等に従事する職員に対して支給する手当について必要な事項を定めるものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、議案第１４号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について詳細説明を申し上げます。

今回の改正点は２点でございます。

１点目は、医療資源の少ない京都府北部において、町立診療所と中核病院との相互連携によって中核病院の専門的医療の確保とかかりつけ医制度を確立し、もって地域医療の充実に資することを目的として、関係機関の要請によって伊根町職員である医師を他の医療機関等に派遣する場合の特殊勤務手当を定めるものでございます。

具体的には、他の医療機関等から医師派遣の要請を受け、それに応えて医師を派遣した場合、その医療業務に従事した医師に対し支弁するものでございます。この考え方につきましては、京丹後市など府内北部で医療機関を設置する自治体から北部医療センター等へ医師派遣を行っている場合と同様の考え方でございます。同様に町内の高齢者福祉施設から嘱託契約等によりまして入所者の健康管理について要請を受けた場合については、定額で当該業務に対する手当として支弁するものでございます。

条例案の第７条第２項をご覧ください。

この第２項のただし書部分が、ただいま申し上げました嘱託契約による定額部分でございます。以下の第１号から第３号までが医療機関へ派遣し医療業務に従事した場合の上限額の範囲内で町長が支弁額を定めるとい、ここに規定された上限額の範囲内で町長が支弁額を定めるという規定でございます。

２点目につきましては、令和６年能登半島地震を受け、被災地に向けて全国の地方公共団体から職員が派遣され、災害応急復旧作業等が行われております。その中で行われております業務のうち避難所運営、あるいは罹災証明の発行に必要な家屋調査、こういった業務がこの災害応急作業等手当の支弁対象となるという見解が総務省から示されました。その運用方法について、１月１９日付で総務省の自治行政局公務員部から技術的助言として発出されたことを受けまして、国家公務員の特殊勤務手当のうち災害応急作業等手当の規定と同様の規定を本条例において整備するものでございます。

具体的には、第８条のところをご覧くださいますと、災害応急作業等手当がこういった場合に支弁されるのかということが記載されてございますが、ざっくり言いますと、異常な自然現象により災害が発生した現場、例えば河川の堤防でありますとか道路、あるいは港湾施設等で行う巡回監視、応急作業、または災害状況の調査等の業務を対象とするというものでございます。

地方公共団体の職員につきましては、避難所運営等の業務、先ほども申し上げましたとおり避難所運営、罹災証明等に係る家屋調査といった業務がございます。こちらについては、国の特殊勤務手当の中では想定されていない地方公共団体の独自の業務であるという整理であったんですが、今回の令和6年能登半島地震により、こういった業務もこの手当の対象となるという判断が出されたという経過でございます。

今回の応援派遣の対象業務である避難所運営等につきましては、条例案の2ページ目をご覧ください。

第8条第5号の相当規定において、同条第4号の「災害対策本部が設置された地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策にかかる連絡調整の作業で心身に著しい負担を与える作業に相当すると認められる作業」、これに避難所運営や罹災証明に必要な家屋調査は該当すると、相当するものとして、従事した1日につき710円を支弁することが可能であるという見解でございます。この見解に基づきまして今回の条例改正をご提案申し上げるものでございます。

以上です。

○議長（佐戸仁志君） 休憩します。

休憩 11時15分

再開 11時21分

○議長（佐戸仁志君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、和田議員。

○7番（和田義清君） すみません、ちょっと整理させていただきたいんですけども、ということは、長寿苑さんとか北部医療センターの場合は派遣費が発生して、それ以外のお世話になる校医とか町内の学校関係とかのは通常の業務内で行うという、そういう認識でよろしいんですね。

○議長（佐戸仁志君） 上山副町長。

○副町長（上山富夫君） 和田議員おっしゃるとおり、その予定で現在最終調整となっております。

○議長（佐戸仁志君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。ないようでありますのでこれで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号 伊根町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定されることに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 議案第15号

○議長（佐戸仁志君） 日程第19、議案第15号 伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第15号 伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

会計年度任用職員に勤勉手当を支弁するために必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 鍵課長。

○総務課長（鍵 良平君） それでは、議案第15号 伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について細部説明を申し上げます。

令和2年度から制度化された会計年度任用職員でございますが、会計年度任用職員に対する期末手当につきましては、この会計年度任用職員の制度化に合わせて支給可能ということで判断が総務

省から示されておりましたが、国の非常勤職員についての勤勉手当は国においても一部にとどまっておりますことから、地方公務員の非常勤職員である会計年度任用職員については検討課題とされ、支給可能という判断には至っておりませんでした。その後、令和3年度までの間に対象となる国の非常勤職員全てに勤勉手当が支給されることになったことを受けまして、国の取扱いとの均衡の観点から会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できることとされ、地方自治法の改正が行われ、非常勤職員である会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるように法改正がされたところでございます。この法改正を受けまして、令和6年度の支給開始に当たりまして必要な条例整備を行うものでございます。

それでは、条例案をご覧ください。

条例案の中での第2条の改正部分が、期末手当に加えて勤勉手当を支給できるようにする規定で

ございます。
次に、新たに加えることとなります第14条の2がフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合について、伊根町職員の給与に関する条例の勤勉手当の支給割合に関する規定を準用する規定でございます。したがって、この規定があることで、フルタイム会計年度職員の勤勉手当の支給割合は、常に任期の定めのない職員の給与を定めております伊根町職員の給与に関する条例の勤勉手当の支給割合と同様となるというものでございます。

同じように次に加えます第24条の2では、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合の規定でございます。そちらについても任期の定めのない職員の給与条例を準用する規定で

ございます。
パートタイム会計年度任用職員のうち支給対象となる者につきましては、週当たりの勤務時間が15.5時間を超える者とされており、日額、時間額で報酬を定める者についても、支給の基準となります6月1日、12月1日、この日の前の6か月間の平均勤務時間の実績がこれを超えることになると支給対象となります。期末手当の支給基準と同様でございます。いずれも国の運用に従った基準とさせていただきます。

ちなみにでございますが、現在の勤勉手当の支給割合は昨年の条例改正によりまして年間2.05月分となっております。期末手当の2.45月分と合わせますと4.50月ということになります。

以上でございます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑がないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第15号 伊根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第20 議案第16号

○議長（佐戸仁志君） 日程第20、議案第16号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第16号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正され、令和6年4月1日から施行さ

れることに伴い、所要の改正を行うものでございます。補償基礎額の改正でございます。

担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第16号 伊根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第21 議案第17号

○議長（佐戸仁志君） 日程第21、議案第17号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第17号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

京都府が精神障害者に係る医療費助成制度を創設することに伴い、支給に必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 失礼いたします。

議案第17号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。

提案理由は、京都府が精神障害者に係る医療費助成制度を創設したことにより、伊根町においても対象者に給付する規定が必要となったものです。

新旧対照表をご覧ください。

まず、資料2ページ下段、第2条第1項第2号の訂正箇所は、第2条の上から6行目、高齢者の医療の確保に関する法律、「以下「高齢者医療確保法」と言い換えを記載しておりましたので、そのように置き換えるものと参照条項の整理を行っております。

3ページ中段、アは、この後に精神障害者保健福祉手帳の記載が加わるため「以下「手帳」ということになっておりますところを「身体障害者手帳」という固有名称に改めるものでございます。ほか参照条文の整理を行っております。

その下から、今回新たに助成対象とするケースを具体的に規定しております。

ウは、従来から本条例第2条第2項を適用し助成していた内容を要綱に明文化をするものです。

エは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された精神障害者保健福祉手帳が1級の者を対象として追加し、オは、次のページにかけてですが、精神障害者保健福祉手帳2級の者が新たに1級に認定され、手帳が更新されるまでの間を1級と同様に扱うこと、カは、精神障害者保健福祉手帳2級であり、かつ身体障害者手帳が3級に該当する場合を追加しております。キは、精神障害者保健福祉手帳2級であり、かつ児童相談所又は更生相談所において知能指数がおおむね50以下と判定された場合を追加し、最後のクは、従前のウから移動させ、助成対象者として規定するアからキまでに準ずる者について、町長が必要と認める者について助成をすることを記載しております。

最後に、資料１ページへ戻っていただきまして、一番下の附則でございますが、京都府が施行する令和６年８月１日に合わせ本条例も同日付で施行するものとしております。

以上、伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第１７号 伊根町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第２２ 議案第１８号

○議長（佐戸仁志君） 日程第２２、議案第１８号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第１８号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございます。

し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料を改定するものでございます。

細部につきましては担当課長等から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 森田課長。

○住民生活課長（森田連三君） 失礼します。

議案第１８号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

提案理由は、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料を改正するというものです。

本件については、昨年の第４回定例会最終日に資料をお示しし、ご説明申し上げたところでございますが、先般、与謝野町より近年の価格高騰の影響などを受け、野田川衛生プラント施設使用料について、現在１リットル当たり６円でし尿処理いただいているものを令和６年４月１日から１．４円値上げをして７．４円に改定したいという申入れを受けております。内容を精査いたしましたが、妥当な申入れであると判断をし、これを受け入れるものでございます。このことにより、やむなく当町のし尿浄化槽汚泥の処理手数料についても改定を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、し尿基本手数料の欄１，４００円を１，６２０円に改め、超過手数料８円のところを９円に改め、浄化槽汚泥を４，６００円から６，０００円に改めるものでございます。

条例案に戻っていただきまして、一番下の附則ですが、令和６年１０月１日から施行するものとして、この間住民の皆様への周知に努めたく考えております。

最後に、今回やむなく改正を行う提案をさせていただくものですが、改正後でありましても近隣市町の中で当町は最も低い手数料を維持しておりますことを申し添えまして、ご可決いただきたくお願いを申し上げます。

以上、伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第18号 伊根町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第23 議案第19号

○議長（佐戸仁志君） 日程第23、議案第19号 伊根町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第19号 伊根町介護保険条例の一部改正についてでございます。

第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるため必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第19号 伊根町介護保険条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

今回の一部改正は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とした第9期介護保険事業計画に基づいて、各段階の保険料を定めるため改正するものでございます。

保険料は3年間で1期とした計画で定められるので3年ごとの見直しです。まずは、3年間の標準給付見込額、地域支援事業から第1号被保険者負担相当分を算出し、そこから財源として見込まれるものを差し引いて、さらには事業基金から一部取り崩すこととして保険料として収納したい額を定めます。その額を現在見込むことができる各段階の第1号被保険者数に段階別の補正を加えた被保険者数を導き出し、保険料を算出します。

議案、改正する条例案とは別に、現行計画と第9期計画との保険料の比較により説明させていただきます。

先ほど申しました考え方をもち、第5段階、料率が1.0とありますものを年間の保険料基準額として定め、各段階それぞれ料率、保険料年額を定めるものです。

第8期計画では、事業基金を一定額取り崩して基準額の第5段階の年額を980円増額して7万5,260円としました。結果としまして、令和5年度はまだ決算が出ておりませんが、事業基金を取り崩すことなく前期計画が終了の見込みとなったことから、基準額の第5段階の年額を据置き7万5,260円としました。

今回、国が示した保険料の標準段階、標準乗率、公費軽減割合は、低所得者の保険料上昇の抑制を図る観点から見直され、標準段階を9区分から13区分に多段階化されました。本町は既に11区分としていましたが、今回の見直しに合わせ、区分、合計所得の範囲を国から示されたものに合わせることとしております。第1段階から第3段階までは引下げ、国では今回新設された第10段階から第13段階が高く設定されたことにより、本町では結果としまして第6段階から第10段階までは引下げ、第11段階から第13段階は引上げとなります。最終の第13段階では、料率が2.4で基準額に2.4を乗じます18万620円となります。各段階はそれぞれご覧ください。

第1段階から第3段階は2段書きとしておりまして、第1号被保険者の方は実際は下段の低いほうの額となります。上段、下段の差額については、国から2分の1、府から4分の1の負担を見込んで一般会計から繰り入れることとなります。それらが改正する条例案、新旧対照表に記載してあ

ります。

以上が今回の伊根町介護保険条例の一部改正です。令和6年度から令和8年度までを計画期間とした第9期介護保険事業計画に基づく保険料の改正でありますことを再度申し上げまして、伊根町介護保険条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。質疑がないようではありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第19号 伊根町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第24 議案第20号

○議長（佐戸仁志君） 日程第24、議案第20号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第20号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴って必要な改正を行うものです。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 石野課長。

○保健福祉課長（石野 靖君） 議案第20号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について詳細説明をさせていただきます。

昨年の3月、9月定例会でもこの条例の改正を行い、今回の改正は提案理由のとおり、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことにより改正を行うものです。今回は4点の改正です。

議案とは別の条例案、新旧対照表をご覧ください。

まず、1点目です。2ページの第15条、特定教育・保育の取扱方針で、認定こども園法の第3条で項が繰り上がったため引用条文の項ずれを修正しています。

次に、2点目です。第23条、見出しを「揭示」から「揭示等」に改め、重要事項の書面揭示の義務づけを見直し、書面揭示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないとしています。

次に、3点目です。第36条、特別利用教育の基準の第3項で次のページになるのですが、下線が引いてあるものを追加しています。国基準が訂正されたことによる追加です。

最後に、4点目です。第53条、磁気的記録等で次のページになるのですが、第2項第2号を磁気ディスク、シー・ディー・ロムといった特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化するため、特定の媒体名を削り、抽象的な規定に改めています。

説明は以上ですが、冒頭申し上げましたとおり母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことによる改正で、示された条例例に基づく改正でありますことを再度申

し上げまして、伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第20号 伊根町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第25 議案第21号

○議長（佐戸仁志君） 日程第25、議案第21号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第21号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてでございます。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第21号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

町長よりご説明のとおり、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴いまして、伊根町漁港管理条例の一部を改正するものでございます。

次ページをご覧ください。

一番下の附則の部分になりますが、施行日でございます。附則の施行日は法律の施行日に合わせて施行するものとしております。

裏面をご覧ください。

新旧対照表になっております。

改正の内容でございますが、第1条では、漁港漁場整備法の名称が漁港及び漁場の整備等に関する法律に変わりましたので法名の変更となっております。

第11条につきましては、漁港区域内の水域や公共空地での土砂採取や占用の料金徴収の規定でございます。前段部の改正は、従来漁港管理者である伊根町が占有等を許可した者から料金を徴収するとしていましたが、新たに認定計画実施者が追加されたものでございます。

認定計画実施者とは、改正法におきまして漁港施設等活用事業が新たに創設されました。この事業を実施する事業者が認定計画実施者でございます。新たに創設されました漁港施設等活用事業でございますが、水産業の健全な発展や水産物の安定供給に寄与する事業のために活用するものとなっております。事業内容の例としましては、水産物を提供する食堂や販売施設など消費増進に資するものや、遊漁施設やプレジャーボートの停泊施設など交流促進に資するものなどが挙げられております。

事業計画を漁港管理者である町が認定することが条件となりますが、計画が認定された場合、漁

港施設や水面等を長期的に活用できることとなります。計画が認定された認定計画実施者につきましては改めて占用の許可を受ける必要がないため、占用料等の徴収規定から外れてしまうことから改正条文に追加したものでございます。

第11条後段につきましては引用文の改正でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第21号 伊根町漁港管理条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。13時まで休憩したいと思います。

休憩 11時55分

再開 12時59分

○議長（佐戸仁志君） それでは、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第26 議案第22号

○議長（佐戸仁志君） 日程第26、議案第22号 伊根町地域コミュニティに関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第22号 伊根町地域コミュニティに関する条例の一部改正についてでございます。

筒川地区コミュニティセンターの改築に伴い、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 増井次長。

○教育次長（増井和彦君） それでは、議案第22号 伊根町地域コミュニティに関する条例の一部改正について詳細説明を行います。

議案書をご覧ください。

提案理由は、現在、筒川地区コミュニティセンターを改修工事中で完成見込みが令和6年9月頃の予定であり、今回の条例改正では新しい施設の部屋の構成に合わせた料金に改正するものでございます。

続いて、改正文をご覧ください。

当条例第15条の使用料の別表第3表中で、新センターの住民が使用できる部屋は和室36㎡、談話室39.2㎡、調理室39.25㎡、多目的ホール108.5㎡の4つで、和室、談話室、調理室の使用料は1時間当たり100円、多目的ホールは1時間当たり200円に改正するものでございます。

使用料は、維持管理費から開所日数、開所時間を除し、全体面積と使用する部屋の面積の比を乗じて各部屋の使用料を算定させていただきました。

最後に、附則です。

条例の施行日は規則で定めるとしておりまして、施行を行う日を設定することを予定しております。

以上、議案第22号 伊根町地域コミュニティに関する条例の一部改正の説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第22号 伊根町地域コミュニティに関する条例の一部改正についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第27 議案第23号

○議長（佐戸仁志君） 日程第27、議案第23号 令和5年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第23号 令和5年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事変更請負契約の締結についてでございます。

工事進捗による数量の精査による変更を行うものです。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） 橋本課長。

○地域整備課長（橋本利将君） 議案第23号 令和5年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書のほうをご覧ください。

契約の目的及び方法につきましては、伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事の変更を随意契約により行うものでございます。当初契約金額8,448万円に今回の変更契約による増額分65万7,400円を合わせ、総額9,105万1,400円となるものでございます。

契約の相手方は宋徳建設株式会社、代表取締役安田洋一でございます。

機能保全計画に基づき伊根漁港大浦第1岸壁の保全工事を行うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

次ページをご覧ください。

工事概要となっております。

各数字の上段括弧書きが変更前の数量等になります。今年度10月臨時議会におきまして、令和4年度繰越しの同工事箇所の変更契約を上程し可決いただいたところでございますが、今回の令和5年度工事の変更は、令和4年度工事の変更により減少した工種を追加するものであり、これにより増額された部分を工種間で調整し、今年度交付決定を受けた国庫補助事業相当額に合わせた変更内容となっております。

工事延長58.3mから80.7mへの変更は、令和4年度工事で減少した置換砂工の範囲を本工事で含めたことによる実施範囲の増加となっております。浚渫工も同様です。令和4年度減少分の5mを増やし56.1m、4,222m³への増加となっております。

置換砂工80.7m、4,161m³への増嵩です。基礎捨石工は置換砂の増嵩に伴い次年度工事へ全て持ち越します。汚濁防止膜工は変更ありません。100mとなっております。

また、数量変更ではございませんが、土壌改良の追加を行っております。こちらにつきましては浚渫工の単価変更によるものとなっております。

次ページ、平面図をご覧ください。

色分けですが、黄色塗りが前年度、赤塗りが今年度、緑塗りが次年度以降の工事範囲で表現しております。赤斜線につきましては今回の変更の追加分、緑斜線につきましては次年度への持ち越しとなった分という形となっております。

この平面図では置換砂工以外の変更範囲を示しておりまして、中央の赤斜線部分の浚渫工の追加と図面左の緑斜線部の捨石工の減少を表示しております。

裏面の平面図、こちらも平面図となっておりますが、そちらのほうをご覧ください。

こちらは置換砂工の追加範囲を示しております。先ほどと同様、赤斜線が追加となる工事の範囲でございます。

次ページも平面図でございます。基礎捨石工の工事範囲を示すものでございます。図面左の緑斜線で示す箇所が当初計画しておりました捨石工の範囲でございまして、全て次年度へ持ち越すものとなります。

最後に、裏面のほうをご覧ください。

標準断面図です。緑斜線により基礎捨石工を次年度以降に持ち越すためその範囲を示しております。今回の工事で緑斜線の下に表示されております置換砂の工事が全て完了する見込みとなっております。次年度からは基礎捨石工を主体工種として岸壁の基礎工事を進めていく計画としております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第23号 令和5年度伊根漁港水産物供給基盤機能保全工事変更請負契約の締結についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第28 議案第24号

○議長（佐戸仁志君） 日程第28、議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦についてについてでございます。現職の人権擁護委員が令和6年6月30日に任期満了となることから、新たに大西順子氏を推薦しようとするものでございます。

人事案件であり、担当課長からの細部説明については省略させていただきますが、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐戸仁志君） これから質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしの声がありますが、これで質疑を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐戸仁志君） 異議なしと認めます。討論を省略します。

これから議案第24号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は原案による者を適任と認めることに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本件は原案による者を適任と認めることに決定しました。

◎ 散 会

○議長（佐戸仁志君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月7日木曜日は午前9時30分から全員協議会を開催し、令和6年度当初予算の詳細説明をお願いすることとしておりますので、よろしくお願いします。

閉会 13時11分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員